

6. 情報コミュニケーション

(1) 基本的な考え方

私たちは、日常生活の中で様々な情報を得て暮らしています。商品を選ぶ際、交通機関を利用する時などあらゆる場面で、情報は私たちの暮らしに不可欠です。

しかし情報は、音声や活字により伝達される場合がほとんどであり、視覚、聴覚、音声・言語機能等の障害のある人や、知的障害、発達障害*など障害特性によりコミュニケーションに困難さを持つ人にとっては、必要な情報を得たり、伝えたりすることが困難な現状があります。

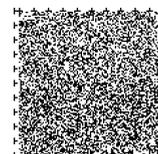
移動やコミュニケーションにハンディキャップのある障害のある人にとって、情報は、就労、教育、余暇活動など社会生活を送るうえでとても重要な手段であり、災害時など、適切な情報が提供されないと、直ちに生命・身体の危機につながる場合があります。

情報の受発信の困難さはコミュニケーションの障害にも直結します。コミュニケーションは、対人関係をはじめとして、あらゆる社会生活の基本となります。

外国人とのコミュニケーションを確保するために通訳が必要なように、障害のある人とのコミュニケーション手段の確保は、単に障害のある人に対する配慮にとどまらず、障害のない人にとっても必要な配慮と言えます。

《第三次障害者計画の取組み》

デジタルテレビ放送等の普及により、文字放送や音声解説放送等が拡大しています。また、パソコン・携帯電話等の情報機器の発達・普及、障害のある人のコミュニケーションを支える技術や機器類の発達に伴い、視覚・聴覚等の障害により困難だった情報へのアクセスや、コミュニケーションのための環境は大きく変わろうとしています。



こうした技術を障害特性に応じて効果的に活用できれば、逆に障害のある人の情報収集力・発信力を大きく高め、障害のある人の自立と社会参加を促進する大きな力となり得ます。

しかし一方、このような技術進歩は、障害があるがゆえにこれまで以上に情報への障壁（バリア）を高め障害のある人をむしろ「情報弱者」にしかねない恐れがあります。また、情報技術でカバーできない範囲も依然として大きく、人的支援等に頼る部分も多く存在します。

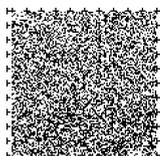
このため、第三次障害者計画では、バリアフリー*ホームページの作成基準づくりとその普及、障害者ITサポートセンター*、聴覚障害者情報提供施設*の設置による各種情報支援や研修の実施、視覚・聴覚障害のある人の日常生活用具給付、手話通訳*・手話奉仕員・点訳・朗読奉仕員*等の養成等に取り組んできました。

《これからの方向性》

平成19年7月に施行された「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例*」においては、情報コミュニケーションのバリアは、単に障害のある人の側の問題ではなく、情報交換、コミュニケーションによって成立している社会そのものの課題と捉えています。

このため、情報コミュニケーションについて、合理的な配慮を社会に求め、その普及に取り組むとともに、公的機関において障害のある人に対し情報提供する際の指針づくりや、具体的な支援手法の開発・普及などに取り組んでいるところです。

本計画においては、行政、福祉、医療、教育その他公共サービスにおける合理的な配慮の普及に重点を置き、障害のある人もない人も、「知る権利」「話す権利」の保障された情報バリアフリー*社会の実現に向けた取り組みを進めます。



(2) 公共サービス等における情報保障の推進

➤情報保障に必要な行政等の配慮についてのガイドラインの普及

視覚障害、聴覚障害、音声機能障害・言語障害、知的障害および発達障害*など、コミュニケーションに障害のある人が、行政等から必要な情報を適切に得られるようにするため、また、これらの人が支障なく行政へ情報発信することができるよう、情報保障に必要な行政の配慮についてのガイドラインとして21年度に策定した「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を県の各機関や市町村等の関係機関に周知し趣旨の普及を図ります。

特に、行政からの障害のある人に関する情報の発信にあたっては、コミュニケーションに障害のある人に配慮した情報の発信に努めます。

また、県のホームページについて、平時はもとより災害など緊急時における情報入手方法として重要度が高まっていることから、「千葉県ホームページアクセシビリティガイドライン」に沿ったウェブページを作成します。

➤県の会議・研修等でのガイドラインに沿った配慮

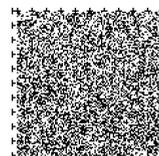
各種会議、研修、催し等への視覚、聴覚障害等のある人の参加を可能とするため、21年度に策定した「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」に基づき、県主催の会議・研修等において、希望や必要性に応じ、手話通訳*者や要約筆記*者等の配置、点字・拡大文字資料の配布等に係る配慮に努めます。

また、それらの広報に際しては、会議、研修等の開催当日のコミュニケーション配慮の対応状況についての情報提供に努めます。

➤福祉情報等における資料提供上の配慮

福祉関係の情報および資料の提供に当たっては、必要に応じて点字資料、音声コード付資料、知的障害のある人にも分かりやすい資料の作成、音声データ・電子データ等での提供等に努めます。

知的障害のある人に対する情報提供を促進するため、知的障害のある人に



分かりやすい文章、分かりやすい表現方法、ピクトグラム*等に関する研究を支援し、その成果について関係機関等に普及を図ります。

▶行政資料等の音声コード・点字等の配慮

視覚障害のある人で点字が分かる人は 10%に満たないと言われています。広報誌、選挙公報など各種行政広報において、音声コード、録音テープ、点字資料、電子データによる資料提供など、幅広い媒体による情報提供の普及に取り組みます。

▶コミュニケーションを支える機器等の普及

コミュニケーションボード、音声コード読上装置を行政機関、公共交通機関、ホテル、公共施設等に備えるよう働きかけます。

また、公共、民間の文化・学習・研修施設、会議場への磁気ループ*等の補聴援助システム設備の設置を働きかけます。

▶契約・手続等における代筆の円滑な実施

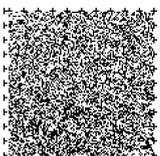
公共サービス、金融機関等における手続きなどにおいて視覚障害や上肢障害のある人が必要に応じ代筆を利用できるよう、関係機関に対する働きかけを行っていきます。

(3) 情報バリアフリー化の推進

▶バリアフリーホームページ作成基準の策定と普及

近年のインターネットをはじめとする情報通信の発展によって、障害のある人のインターネット利用は増えています。しかし、画像や文字情報だけではホームページを読むことが難しい人もおり、そのような人を支援していくことが重要です。

そこで、県のホームページについて、「千葉県ホームページアクセシビリティガイドライン」に沿ったウェブページを作成するとともに、21年度に策



定した「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を県の各機関や市町村等の関係機関に周知し趣旨の普及を図ります。

➤障害特性に配慮した情報提供の促進

放送事業者に対し、字幕番組、手話番組など障害特性に配慮した情報提供の一層の充実を要請します。

また、手続きやサービスに関し自動機器の導入が進んでいることから、行政機関、公共交通機関、銀行、郵便局、公衆トイレ、エレベーター・エスカレーター等における音声ガイドシステムの普及について関係機関に働きかけます。

(4) 障害当事者の情報活用への支援

➤障害者ITサポートセンター事業

障害のある人のIT*の利用機会の格差是正や活用能力の開発のための総合的なサービス拠点として「障害者ITサポートセンター*」の設置事業を実施します。

➤パソコン利用促進事業

視覚障害のある人を中心に就労を支援する「パソコン利用促進事業」を引き続き実施します。

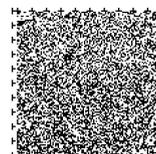
➤情報機器の開発への働きかけ

視聴覚障害のある人の社会参加を促進するための様々な情報機器の開発について、国と民間事業者に取組みの促進を働きかけます。

(5) 情報提供の充実

➤千葉県福祉施設等総合情報提供システムの充実

障害のある人も自らのニーズに応じて自らの判断で適切な福祉サービスを



利用するためには、各種福祉サービスの的確な情報提供・公開（透明性の確保）が不可欠です。千葉県福祉施設等総合情報提供システム（ウェルナビ）の充実により、必要な情報の提供に努めます。

▶聴覚障害のある人の情報提供施設の充実

聴覚障害のある人に対する各種情報記録物の作成や提供および手話通訳*等を行う者の養成・派遣などを行っている聴覚障害者情報提供施設*について、聴覚障害のある人への情報支援および聴覚障害のある人による活動交流の拠点としての機能の充実を図ります。

▶視覚障害のある人の情報提供施設等の充実

点字図書・テープ図書の無料貸出しや、中途失明した人のための点字の読み書き指導を行うとともに、奉仕者の養成、点訳奉仕会（活字の本を点字に写しかえる点訳活動）、朗読奉仕会（本や雑誌をテープに吹き込む活動）等を行っている視覚障害者情報提供施設について、視覚障害のある人への情報支援および活動交流の拠点としての機能の充実を図ります。

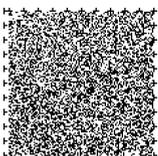
また、県立図書館について、図書・雑誌の録音資料、点字資料等の提供や対面朗読サービス等による障害のある人へのサービスの充実を図ります。

(6) 情報コミュニケーションを支える支援サービスの充実

▶手話通訳設置事業

聴覚障害のある人のコミュニケーションの円滑化を推進するため、市町村地域生活支援事業として実施されている手話通訳*設置事業の整備促進に向け支援を行います。

項 目	22年度 (実績)	23年度	26年度
手話通訳者設置市町村数	20市町村	22市町村	24市町村



➤手話通訳者等派遣事業

市町村地域生活支援事業として実施されている手話通訳者等派遣事業については、複数市町村にまたがる行事等で市町村による派遣が困難なもの等について、当分の間、代行業として、県が市町村に代わり派遣を行うとともに、広域的かつ円滑なサービス利用ができるよう、市町村間の相互利用や事業の円滑な実施に向けて助言・支援等を行います。

なお手話通訳*者、要約筆記*奉仕員の養成および実施については、県および市町村間における基準や運用の違いにより、支障が生じる恐れがあることから、各市町村における実態を把握したうえで、担当者の連絡会議を開催するなどして、必要な調整を行います。

➤盲ろう者・通訳介助員派遣事業

盲ろうの重複障害があると一人では話すこともできなくなり、家族でさえコミュニケーションがとれなくなったり、家に閉じこもりがちになる場合が多くあります。

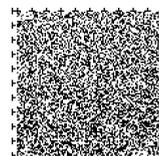
盲ろう者*の移動とコミュニケーション等を支える通訳・介助者派遣事業について、事業の充実を図ります。

また、公共交通機関がない地域での通訳介助者支援事業が円滑に実施できるよう、福祉タクシー制度の利用促進やそのための制度改善に取り組みます。

また、盲ろう重複障害の人のコミュニケーション上の特性を踏まえ、通訳・介助員派遣事業等を活用した相談支援のあり方等について検討します。

➤日常生活用具の給付

聴覚障害のある人に対する情報受信装置、視覚障害のある人のための点字タイプライター・活字文書読上装置、重度視覚障害のある人などがパソコンを使用する際に必要となるソフトおよび周辺機器の購入・貸与を支援する「日常生活用具給付事業」を引き続き実施します。



また、市町村における給付実態や利用上の課題についての調査を行い、よりよい制度運用に向け市町村に対し技術的な助言を行います。

▶受診サポート手帳

受診サポート手帳は、コミュニケーションが苦手な障害のある人が医療機関との意思疎通を円滑に図る際に利用されていますが、公的機関、公共交通機関、商業施設等の利用時など様々な生活の場面での有効活用を図るための検討を行います。

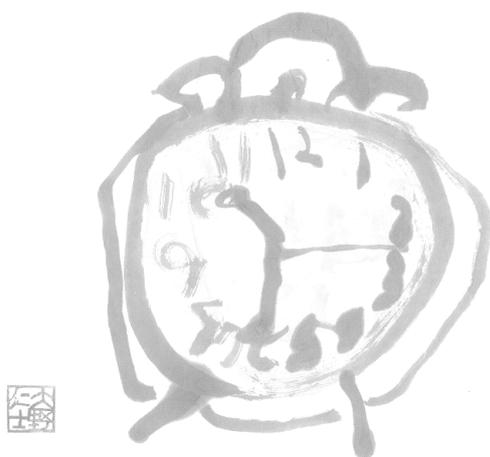
(7) 情報コミュニケーションを支える人材等の養成

▶手話通訳者・要約筆記奉仕員・点訳・朗読奉仕員等の養成

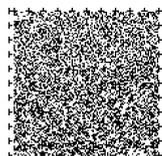
聴覚などに障害のある人の社会参加が進む中、障害のある人のコミュニケーションを支援する人の確保と、資質・地位の向上を進めていく必要があります。関係団体等との連携のもと、関係人材・サークルなどの養成と継続的な資質向上のため研修の充実に取り組みます。

聴覚障害のある人の社会生活におけるコミュニケーションを保障し、社会参加を支える、手話通訳*者、手話・要約筆記*奉仕員の養成に努めます。

また、視覚障害のある人への情報入手に係り点訳・音訳資料の作成等に当たる、点訳・朗読奉仕員*の養成に努めます。



絵：大野仁士さん



重度盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーションおよび移動等の支援を行う盲ろう者通訳*介助員の養成に努めます。

項 目		22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度	25年度	26年度
手話通訳者の養成	養成人数(累計)	187人	227人	270人	310人	340人
	研修回数	2回	2回	2回	2回	2回
要約筆記奉仕員の養成	養成人数(累計)	92人	148人	210人	270人	330人
	研修回数	3回	3回	3回	3回	3回
点訳・朗読奉仕員の養成	養成人数(累計)	685人	733人	773人	812人	851人
	研修回数	48回	48回	48回	48回	48回
盲ろう者通訳・介助員の養成	養成人数(累計)	119人	139人	160人	180人	200人
	研修回数	1回	1回	1回	1回	1回

➤ 中途障害の人に対する手話、点字の研修

手話技術の習得が難しい中途失聴者が必要な手話技術を身に付けられるよう研修を実施します。

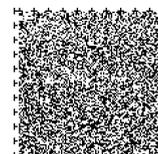
また、中途障害の割合が多い盲ろう者については、研修に係るコミュニケーションそのものに困難さを抱えており、特別な研修方法が必要です。そのため、関係団体との連携のもと手話・点字習得のための研修プログラム・方法等の開発を行い、研修を実施します。

➤ 障害特性に合ったサービス人材の確保

聴覚障害のある人を対象としたホームヘルプ等のサービスにおいては、そのコミュニケーション特性に応じた支援ができる人材の確保が必要です。

ホームヘルパーを対象とした研修プログラムの充実や、障害福祉サービス従事者等を対象とした手話研修の実施について検討します。

また知的障害、発達障害*のある人について障害の特性を理解し、わかりやすく情報を伝えたり、コミュニケーションを支援するピアフレンド、ピアサポーターの養成、支援団体の育成を図ります。





絵：「川口港風景」山口 喜久子さん

